



■ ご存知ですか「第三者行為」

● 第三者行為とは

最も多いのが交通事故になります。軽微なものは自賠責保険で対応できますが、医療費が大きくなる
と任意保険も必要になってきます。その他では、他人の飼い犬に噛まれた場合や、傷害事件にあった場
合などが考えられます。なお、業務上のけが等は労災保険で対応していただけます。

1 事故等が起きた場合の治療は？

第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、国民健康保険を使うことができます。ただし、その場合
には『第三者行為による傷病届』の提出が必要です。

◎ 治療後とはとりあえず事故の状況をお電話などでお知らせいただくか、後日できるだけ早く「第三者行
為による傷病届」をご提出ください。

◎ 自損事故は第三者行為にはなりません。給付を受けるには「自損による事故届出」が必要となっ
ています。自損事故を起こした場合も、国民健康保険の担当まで早急にお知らせください。

なお、無免許運転、飲酒運転などによる事故の場合、絶対的給付制限がかかりますので、国民健康保
険は使えません。全額自分で支払うことになります。

2 医療費は加害者負担となります

第三者行為により病院にかかった場合は、医療に係る分は原則として加害者とその医療費を負担しな
ければなりません。過失割合があればその割合相当になります。

3 国民健康保険を使う場合

国民健康保険を使う場合には、医療費を国民健康保険が立て替えることになります。かかった医療費の
うち、加害者が負担すべき分は、原則錦江町が加害者に請求することになります。

4 示談は慎重に

国民健康保険で医療費を立替払いしているのに、加害者から治療費を受け取ったり、安易に示談を結
んでしまうと、錦江町が立て替えた正規の医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談は慎重
にしてください。

第三者行為については、国民健康保険ばかりでなく後期高齢者医療制度、介護保険制度にもそれぞれ規定
されております。

※第三者行為に関するお問い合わせは本庁保健福祉課・支所住民生活課の各制度の担当にお問い合わせ下さ
い。

●本庁 ・国民健康保険 TEL 22-3041 ・後期高齢者医療 TEL 22-3041 ・介護保険 TEL 22-3030

●支所 ・住民生活課 TEL 25-2511

■ パブリックコメントを募集します。～皆様のご意見をお聞かせください～

●【錦江町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例】(案) について

錦江町では「錦江町放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」について、町
民の皆様からのご意見を募集します。

意見の募集期間……平成 27 年 10 月 1 日 (木) ～平成 27 年 10 月 30 日 (金) まで

資料の閲覧場所……本庁保健福祉課、支所住民生活課、町ホームページ

意見提出方法……住所・氏名・連絡先・意見を提出用紙(町ホームページ及び閲覧場所にあります)
に記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参の場合：本庁保健福祉課、支所住民生活課

◎郵送の場合：〒 893-2392 錦江町城元 963 番地 錦江町役場保健福祉課宛

◎FAXの場合：0994-28-3367

◎電子メールの場合：eisei-h@town.kinko.lg.jp

【お問い合わせ先】 保健福祉課 保険衛生チーム TEL 0994-22-3044 (直通)